

平成 26 年修正 千代田区地域防災計画について（概要）

東日本大震災で浮き彫りになった課題に対応するため、平成 25 年 3 月に、千代田区地域防災計画の大幅な見直しを行った。

平成 26 年修正では、区民生活に影響を及ぼす新たな災害想定として、火山対策計画を関係防災機関を含めて追加し、また、秋葉原地域について、震災対策の充実を図るため、その方策を新たに追加するなど、修正を行う。さらに、平成 25 年 6 月公布の災害対策基本法の改正により、地域防災計画の見直しが必要な項目について、区において対応可能な部分を修正する。

1 火山対策計画の追加

千代田区は、富士山山頂火口から約 100 km の距離があり、溶岩流や火砕流の被害は受けないが、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。火山対策計画は、その被害から区民の生命、身体及び財産を守ることを目的として、方針及び対策を明らかにする。

降灰予想図



出典：富士山火山広域防災対策基本方針より

ア 被害想定

区 分	内 容	
噴火の規模等	規 模	宝永噴火（西暦 1707）と同程度
	継続期間	16 日間
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	千代田区 2～10cm 程度	

参考：「東京都地域防災計画 火山編（平成 21 年修正）」

イ 主な対策

気象警報など情報収集・伝達における違いはあるが、震災時の体制・対策に準じて対応していく。また、降灰対策用の物資として、震災用の備蓄物資等に加え、以下の物資を備蓄していく。

- (1) 防塵マスク、粉じん対策用ゴーグル
- (2) 清掃用具（ほうき、塵取り）
- (3) ゴミ袋
- (4) 折りたたみリヤカー

なお、火山灰の仮置場予定地として、震災対策に準じ、外濠公園を指定する。処分については、都及び国の広域的な方針を受けて、詳細に決定する。

2 秋葉原地域の震災対策

ア 事業所への防災・安全対策の周知徹底

秋葉原地域には、多くのテナントビルや雑居ビルがあり、地域全体の減災を進めるには、入居する事業者個々の防災・安全対策の徹底が必須である。建築指導課や神田消防署と連携を図り、指導・啓発していく。

また、商品やディスプレイ家具の転倒防止などについて、共通課題として、地域協力会などで検討を進めることにより、街全体の地域の防災行動力を高めていく。

イ 秋葉原地域における帰宅困難者対策

地域の特性を踏まえ、災害時の外国人観光客への対応や休日・夜間の来街者対策を秋葉原地域協力会や万世橋警察署、神田消防署と連携を深め、対応していく。

3 災害対策基本法への対応

平成25年6月21日に災害対策基本法が改正・公布・一部施行された。その改正点のうち、今回の修正では、区により対応可能な部分を修正する。

ア り災証明書の交付・被災者台帳の作成

被災者からの申請により、区は遅滞なくり災証明を発行しなければならない旨、法に規定された。また、被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、区は被災者台帳を作成できる旨、法に規定された。

区では、平成26年度に「被災者生活再建支援システム」を導入し、り災証明書発行と被災者台帳作成を行うこととして、地域防災計画で規定する。

イ 安否情報の提供

東日本大震災では、被災者の安否についてその家族からの問い合わせであっても、個人情報保護の観点から、回答が滞った事例があった。そのため、災害発生時には、区が被災者の安否情報について照会を受けた場合、回答することができる旨、法に規定された。

区では、災害時に照会者へ安否情報を提供できる旨を地域防災計画で規定し、その詳細な手順などは、別途、要綱で定めることとする。

ウ 避難行動要支援者名簿

区では、平時の見守り活動としても活用できる「安心生活見守り台帳」を平成24年度から整備している。この台帳を法の「避難行動要支援者名簿」として位置付け、地域防災計画で規定する。

4 その他

平成25年修正における対策の進捗を踏まえて、修正を行う。

- ・災害対策本部の運営等
- ・帰宅困難者一時受入施設の確保
- ・女性の視点に配慮した避難所運営

他